障害児通所支援に関する

事業者指定申請の手引き

|  |
| --- |
| この手引きは、令和６年４月１日現在の制度に基づき作成したものです。 |

山口県健康福祉部障害者支援課

目　　次

[Ⅰ　概　要 1](#_Toc476142497)

[１　はじめに 1](#_Toc476142498)

[２　指定申請の必要な障害児通所支援 1](#_Toc476142499)

[３　指定の要件 1](#_Toc476142500)

[４　指定の期間 2](#_Toc476142501)

[Ⅱ　指定の手続き 3](#_Toc476142502)

[１　指定申請等 3](#_Toc476142503)

[２　指定の更新 7](#_Toc476142504)

[３　指定等の変更 7](#_Toc476142505)

[４　廃止・休止・再開等 8](#_Toc476142506)

[Ⅲ　指定基準等 9](#_Toc476142507)

[１　指定基準・最低基準 9](#_Toc476142508)

[２　事業者指定の単位 9](#_Toc476142509)

[３　用語の定義 12](#_Toc476142510)

[４　児童発達支援 12](#_Toc476142511)

[５　放課後等デイサービス 15](#_Toc476142513)

[６　保育所等訪問支援 16](#_Toc476142514)

[７　居宅訪問型児童発達支援 17](#_Toc476142514)

[８　共生型障害児通所支援 1](#_Toc476142514)7

[Ⅳ　参考事項](#_Toc476142515) 19

[１　障害児通所給付費の請求](#_Toc476142516) 19

[２　児童発達支援管理責任者](#_Toc476142517) 19

[３　契約（基本的な考え方） 2](#_Toc476142518)3

[４　施設内防災計画 2](#_Toc476142519)4

[５　確認が必要な告示、通知等 2](#_Toc476142520)4

# Ⅰ　概　要

## １　はじめに

　　・　障害児通所支援を行う事業者は、児童福祉法の規定に基づき、事業所が所在する

知事の指定を受ける必要があります。

・　この手引きは障害児通所支援事業の指定を受けるために必要な要件や、手続きの

概略を説明したものです。申請を行う前に必ずお読みください。

## ２　指定申請の必要な障害児通所支援

　指定の対象となる障害児通所支援の種類及び概要は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の概要 |
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応に向けた適切かつ効果的な支援又はこれに併せた治療 |
| 放課後等デイサービス | 生活能力向上のための支援、社会との交流促進等 |
| 保育所等訪問支援 | 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上 |

## ３　指定の要件

　障害児通所支援事業者の指定を受けるためには、次に掲げる要件のいずれも満たし

ている必要があります。

|  |
| --- |
| ①　法人格を有していること  ②　事業所の従業者の知識、技能及び人員が条例で定める基準を満たしていること  ③　事業所の設備や運営が条例で定める基準を満たしていること  ④　児童福祉法第２１条の５の１５第２項各号に掲げる欠格事項に該当しないこと |

　　(1) 指定基準

　　　　指定基準は、サービス種別ごとに次の３つの視点で構成されています。

　　　　また、指定後も、これを遵守する必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 人員基準 | 従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準 |
| 設備基準 | サービスの提供に当たり、事業所等に必要な設備等に関する基準 |
| 運営基準 | サービスの提供に当たり、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準 |

　　(2) 最低基準

　　　　最低基準とは、障害児通所支援事業を行うに当たって、最低限必要な設備及び運

営に関する基準について定められた基準のことです。「児童発達支援センター」については、指定基準に加え、この最低基準についても要件を満たす必要があります。

## ４　指定の期間

　　　指定の期間は、指定日から６年間です。

　　（令和６年４月１日指定の場合、指定期間は令和１２年３月３１日まで）

## ５　中核市への権限移譲

　　　平成３１年度から指定障害児通所支援事業の指定権限等が中核市へ移譲されました。下関市内に事業所を開所する場合は、下関市障害者支援課へご相談ください。

# Ⅱ　指定の手続き

## １　指定申請等

　　　障害児通所支援事業者の指定に関し、

　　①事前相談・事前協議

②法人格の取得（法人格未取得の場合）、定款変更手続（必要な場合）

③指定障害児通所支援事業者の指定申請手続

　　④障害児通所支援事業の開始届手続

　　⑤障害児通所給付費算定届関係の手続

⑥業務管理体制整備の届出

　　⑦利用予定障害児の障害児通所給付費等に係る支給決定手続

　　⑧利用予定障害児の保護者との契約手続

　　　が必要となります。このうち、本手引きでは、①～⑥について説明します。

　　(1) 申請・届出に関する相談

　　　○　事業者の指定は、「毎月１日付け」で行います。

　　　○　申請書の不備等によっては審査期間が延長される場合もありますので、余裕を持って早めに相談、申請されるようお願いします。

　＜指定までのスケジュール＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定希望日の２か月前まで | 指定希望日の  １か月前まで | 指定希望日の前月 | 指定 |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | ①  事前相談 |  | ・事業計画の策定  ・法人格取得  ・市町等への事前協議（利用者の確保）  ・関連法令（建築・消防等）手続き  ・職員体制の検討　など |  | ②  事前協議シート提出 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | ③  指定申請 |  | ④  受  理 | | |  |  |  | | --- | --- | --- | | ⑤  審査（現地調査含む） |  | ⑥  指  定  書  の  送  付 | | 毎月  １日付 |
| 例）1月1日指定の場合　　　　　　　　　　　 10/31 | 11/30 | 12/31 | 1/1 |

(2) 事前相談について

　　　○　事前相談は、新規に指定を受けようとする日のおおむね３か月前（1月1日指定⇒10月1日）を目途に行ってください。

　　　○　制度概要を把握し、実施する障害児通所支援事業の種類を決めたうえで、ご相談ください。なお、既に障害児通所支援事業を実施されている場合もご相談ください。

　○　電話での相談も可能ですが、できるだけ窓口に訪問のうえ、相談してください。

○　なお、土・日・祝祭日等の閉庁日は相談業務を行っていません。

(3) 事前協議について

○　指定申請書を提出する前まで（指定予定日の２か月前まで）に、「指定障害児通所支援事業者指定申請に係る事前協議シート」(以下「事前協議シート」という。)に添付書類を合わせて、管轄する健康福祉センター保健福祉・総務室に３部提出してください（郵送での受付はできません。）。

　　　　　　《主な確認事項》

・事業目的

・運営法人の登記事項証明書

・事業実施予定の建物に関する他法令の適合状況

　　　　　　　（建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法など）

・管理者、児童発達支援管理責任者の資格

・利用者の確保見込み及び収支予算（事業の継続性）

・近隣住民への事前説明

・事業実施予定場所の安全性（土砂災害特別警戒区域等に該当していないか）

○　内容を審査し、不備があれば後日事業者に連絡します。

○　内容に不備がなければ、指定申請書を提出してください。

〇　「他法令に関する状況の申出書」も添付書類となります。

|  |
| --- |
| ≪「他法令に関する状況の申出書」の提出について≫  ・　障害児通所支援事業所等の指定を受け事業を実施するためには、指定基準に適合しているほか、建築基準法、都市計画法、消防法等の様々な関係法令を遵守する必要があります。  ・　このため、山口県では、事業者が障害児通所支援事業所等の新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増築等を行う際、事前に「他法令に関する状況の申出書」の提出を求め、関係法令に基づく手続き等の状況を確認することとしました。  ・　ついては、関係機関と協議するなどの必要な手続きを行うとともに、申出書を県まで提出してください。  ※　指定済み事業所であっても、増築、改築、事業所移転等の場合には、申出書の提出の必要があります。 |

　 ＜法人格について＞

　　　　・　登記簿謄本については、障害児のそれぞれのサービスを行うことが読み取れるものでなければなりません。このような記載が登記簿の目的等欄にない場合、変更していただく必要がありますのでご確認ください。

　　【記載例】

　　　　　「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

　　(4) 申請書・届出書の提出

　　　・　事前協議が終了しましたら、指定申請書を提出してください（正本１部・副本１部）。

　・　所管の健康福祉センター（窓口：保健福祉・総務室）で受け付けます。

なお、申請書類等は郵送していただいて差し支えありません。郵送する場合は、

封筒に「○○健康福祉センター保健福祉・総務室」と記載してください。

　・　申請書の提出に併せて、事業開始届出書及び障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出も必要となります。

　　　・　完備した状態の申請書の提出から指定までの標準的な期間として約１か月が必

　　　　要となります。このため、例えば、４月１日の指定を希望される場合には、２月

　　　　末日までに提出してください。

　　　・　人員、設備等の要件に不足がある場合や書類に不備がある場合などは、要件の

充足や書類の補正等を行っていただきます。当該要件充足等で時間を要した場合、

指定日が遅れることもありますので、あらかじめ御了承ください。

　　　［健康福祉センターの所在地、連絡先］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 所在地 | 電話番号 | 所管区域 |
| 岩国健康福祉  センター | 〒740－0016  岩国市三笠町１－１－１ | 0827－  29－1522 | 岩国市、和木町 |
| 柳井健康福祉  センター | 〒742－0032  柳井市南町３丁目９－３ | 0820－  22－3777 | 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町 |
| 周南健康福祉  センター | 〒745－0032  周南市毛利町２－38 | 0834－  　33－6422 | 下松市、光市、周南市 |
| 山口健康福祉センター | 〒753－8588  山口市吉敷下東３丁目１－１ | 083－  934－2528 | 山口市、防府市 |
| 宇部健康福祉センター | 〒755－0033  宇部市琴芝町１丁目１－50 | 0836－  　31－3201 | 宇部市、美祢市、山陽小野田市 |
| 長門健康福祉センター | 〒759－4101  長門市東深川1344－１ | 0837－  　22－2811 | 長門市 |
| 萩健康福祉  センター | 〒758－0041  萩市江向531－１ | 0838－  　25－2663 | 萩市、阿武町 |

　　○ 下関市に所在する障害児通所支援事業者の指定は下関市（障害者支援課）が行います。

　　(5) 審査

・　各サービスに係る指定基準を満たしているかどうか、提出された書類に基づき、

具体的な審査を行うとともに、実地での確認を行います。

（指定予定日の前月中旬頃）

・　現地確認については、次の点に御留意ください。

　　　　◇　現地確認には、法人（申請者）の代表者、管理者、児童発達支援管理責任者及び「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載の従業者全員の立会が

必要です。

◇　次に掲げる書類を準備してください。

|  |
| --- |
| 【事業所運営に係るもの】  　勤務表　出勤簿　業務日誌　就業規則　雇用契約書　領収書　苦情記録  事故発生記録　事故発生対応記録　事故対応マニュアル　感染症対応マニュア  ル　虐待防止マニュアル　施設内防災計画　建築検査済証　消防検査関係書類  【サービス提供に係るもの】  　利用契約書　同意文書　重要事項説明書　アセスメント・個別支援計画の書式 |

　(7) 指定

　　　審査の結果、要件を満たしている場合は、指定通知を送付します。

　＜申請等に必要な書類＞

　　①様式第１号（指定申請書）、様式第１号の別紙（他の法律において既に指定を受けて

いる事業等について）

　　②付表１～９（各サービス事業の指定に係る記載事項）

　　　　各サービスの事業概要に関する申請書類です。

　　③添付書類（参考様式）

　　各サービスの基準を満たしているかどうかを確認するために申請書類に添付し

　ていただく書類です。

　　④障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出書、障害児通所給付費等の算定に

係る体制等状況一覧表等

　　　　障害児通所給付費を算定するに当たって必要となりますので、指定申請に併せて、

あらかじめ加算項目等をこの書類により、届け出てください。

|  |
| --- |
| ＊障害児通所給付費等算定届とインターネット請求  　　障害児通所給付費等のインターネット請求においては、山口県が障害児通所給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として国保連合会に提供します。  　システム内で事業所から提出された請求データと、山口県から提出された事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定されます。  　届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は届出の内容に沿って行っていただく必要があります。  　また、届出の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出を行っていただく必要があります。 |

⑤事業開始届

　　　　障害児通所支援事業を開始するに当たっては、指定申請とは別に、この書類によ

り届出を行う必要がありますので、指定が完了したのちに提出してください。

　　⑥業務管理体制整備の届出

　　　　不正事案の発生防止の観点から、法令遵守責任者の選任など事業運営の適正化を

図るための体制を整備し、その旨を届け出る必要があります。

　　＊　各種申請関係書類データは、山口県ホームページに掲載していますので、各自ダ

　　　ウンロードをお願いします。

## ２　指定の更新

　　・指定障害児通所支援事業者等の指定の有効期間は指定の日から６年間となっていま

す。

　　・指定通知書に有効期間が記載されていますので、１月前までに更新手続きを行って

ください。（手続きの流れは、１と同様です。）

・有効期間満了日までに、更新申請手続きが行われない場合、指定が失効しますので、

留意してください。

## ３　指定等の変更

　　(1) 変更届・変更申請

　　　　指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事

項について、変更があった日から１０日以内に「変更届出書」（様式第２号）を提

出することが必要です。なお、適正な事業運営を確保する観点から、事業所所在地の変更については事前に相談してください。

　　(2) 障害児通所給付費算定体制（加算関係）の変更

　　　　障害児通所給付費算定体制（加算関係）を変更しようとする場合は、その変更に

係る事項について届出が必要になります。届出に係る加算等算定時期は次のとおり

です。

|  |
| --- |
| 算定開始時期の取扱い（原則）　＊下記によらない場合があるので注意  ①　加算等の算定される単位数が増える場合  　・届出が月の１５日以前に行われた場合…翌月から算定を開始  　・届出が月の１６日以降に行われた場合…翌々月から算定を開始  ②　加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合  　　届出の時期にかかわらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）  事実が発生した日から算定を行わないものとする。 |

＊　平成３１年度から保育士や児童指導員等の資格者の配置が必須となりましたので、資格証や実務経験証明書等の必要な書類を必ず添付してください。

## ４　廃止・休止・再開等

　　(1) 廃止・休止

　　　　指定障害児通所支援事業者がサービスを廃止又は休止する場合は、１か月前に「廃止・休止届」を提出してください。

(2) 再開

　　休止した事業を再開した場合は、１０日以内に再開届出書を提出してください。

　　＊再開日は、月の初日としてください。

# Ⅲ　指定基準等

## １　指定基準・最低基準

　　　指定を受けるには、次の指定基準等を満たすことが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定基準 | ・指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を  定める条例（平成24年山口県条例第46号）  ・指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を  定める条例施行規則（平成24年山口県規則第79号）  ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関  する基準（平成24年厚生労働省令第15号）  ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関  　する基準について（平成24年３月30日障発0330号） |
| 最低基準 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  （平成24年山口県条例第３号）  ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  （平成24年山口県規則第８号）  ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  （昭和23年厚生労働省令第16号） |

この他、厚生労働省から、「告示」「通知」が発出されており、これらについても

事業者として把握しておく必要がありますので、必ず御確認ください（２３ページ）。

## ２　事業者指定の単位

　　(1) 従たる事業所

指定は、原則として指定通所支援のサービスの提供を行う事業所ごとに行います。

　　ただし、児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）又は放課後等デイサー

ビスについては、次の要件を満たす場合には、「主たる事業所」のほか、一体的か

つ独立したサービス提供を行う場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置す

ることが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| ①人員及び設備  に関する要件 | ア　「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数  に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」  において常勤かつ専従の従業者が１人以上確保されている  こと  イ　「従たる事業所」の利用定員が５人以上であること  ウ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね  ３０分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責  任者の業務の遂行上支障がないこと |
| ②運営に関する  要件 | ア　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的  　であること  イ　事業所間で相互支援の体制があること  ウ　事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運  営規程が一本化されていること  エ　職員の勤務体制､勤務内容等の管理方法が一元的であるこ  　と  オ　人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方  法が一元的であること  カ　事業所間の会計管理が一元化されていること |

　　(2) 多機能型事業所

　　　　多機能型事業所とは、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後

等デイサービス、指定保育所等訪問支援、指定居宅訪問型児童発達支援、指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型及びＢ型の事業

のうち２つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいいます。

　　　ア　指定

　　　　　「多機能型事業所」に係る指定については、当該多機能型事業所として行う事

業の種類ごとに行います。このため、事業の追加については、変更ではなく、当

該事業の追加指定となります。

　　　イ　多機能型事業所の特例

　　　　(ｱ) 障害児通所支援のみを行う多機能型事業所

　　　　　ａ　従業員の員数に関する特例

　　　　　　　児童指導員又は保育士や機能訓練担当職員等は専ら当該職務に従事する必

要がありますが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専

従することとし、それぞれの事業の専従要件までは課さないものとされてい

ます。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の

員数が確保される必要があります。

　　　　　ｂ　設備に関する特例

　　　　　　　サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能です。

　　　　　ｃ　利用定員に関する特例

　　　　　　　当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上

（主として重症心身障害児を通わせる場合は５人以上）とすることができま

す。

　　　　(ｲ) 指定障害福祉サービスを併せて行う多機能型事業所

　　　　　ａ　従業員の員数の特例

　　　　　　　サービス管理責任者については、多機能型の事業所全体で実施する事業の

利用者の数の合計に応じて配置することができます。

　　　　ｂ　設備に関する特例

　　　　　　　サービスの提供に支障のない範囲内において兼用することが可能です。

ｃ 利用定員に関する特例

・多機能型の事業所全体の合計で２０人以上であること。

　　　　　　・多機能型事業所の利用定員については、事業所の区分ごとに次に定める

利用定員以上であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | ５人 |
| 生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援 | ６人 |
| 就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型 | １０人 |

　　(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱

いについて

◇　同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合については、一の指定通所支援又は一の多機能型事業所として取り扱います。

　　　◇　また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施

する場合は、次の①又は②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所と

して取り扱います。

|  |  |
| --- | --- |
| ①人員及び設備  に関する要件 | ア　それぞれの利用定員が５人以上であること  イ　異なる場所で行う事業所間の距離が概ね３０分以内で移  動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂  行上支障がないこと |
| ②運営に関する  要件 | ア　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的で  あること  イ　事業所間で相互支援の体制があること  ウ　事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運  営規程が一本化されていること  エ　職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であるこ  　と  オ　人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方  法が一元的であること  カ　事業所間の会計管理が一元化されていること |

## ３　用語の定義

|  |  |
| --- | --- |
| 用　語 | 定　　　義 |
| 常　勤 | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者の勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していること。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。 |
| 専ら従事する、  専ら提供にあたる、  専従 | 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該事業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 |

## ４　児童発達支援

　　(1) サービス内容

　　　　未就学の障害児が日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に

適応することができるよう、当該障害児の身体や精神の状況、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

　　(2) 児童発達支援（児童発達支援センター以外）の指定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人員基準 | 従業者 | 児童指導員、  保育士 | ①　児童発達支援の単位（同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいう）ごとに当該支援を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が以下の必要数以上（１人以上は常勤）  ・障害児の数が１０までのもの　２人以上  ・障害児の数が１０を超えるもの　２人に障害児の数が  １０を超えて５又は端数を増すごとに１人を加えた数以上  ②　上記のうち、半数以上が児童指導員又は保育士 |
| 児童発達支  援管理責任  者 | １人以上（うち１人は専任かつ常勤）  児童発達支援管理責任者については、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。 |
| 機能訓練担  当者 | 機能訓練を行う場合に必要数を配置  ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導  担当職員  （配置した場合、指導員又は保育士の数として算定可） |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可） |
| 設備基準 | | | ・発達支援室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品を  備えること。  ・発達支援室は、支援に必要なスペースや必要な機械器具  を備えること。  ・その他必要な設備及び備品（相談室、事務室、トイレ、手洗い（トイレとは別））等を備えること |
| 運営基準 | | | ・利用定員は１０人以上（主として重症心身障害児を通所  させる場合は５人以上）  ・あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。  ・苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な  措置を講ずること。 |

　　　＊主たる対象者を重症心身障害児とする場合の人員基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者 | 児童指導員又は  保育士 | １人以上 |
| 嘱託医 | １人以上 |
| 看護職員 | １人以上 |
| 児童発達支援管理者 | １人以上 |
| 機能訓練担当職員 | ・１人以上  ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理  指導担当職員 |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可） |

　　(3) 児童発達支援センターの指定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人員基準 | 従  事  者 | 嘱託医 | １人以上 |
| 児童指導員又  は保育士 | ・総数　児童発達支援の単位ごとに当該支援を行う時間  　帯を通じて障害児の数を４で除して得た数以上  ・児童指導員　１人以上  ・保育士　１人以上 |
| 栄養士 | ・１人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）  ・４０人以下の施設では置かなくても可 |
| 調理員 | ・１人以上（併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可）  ・調理業務の全部を委託する場合には置かなくても可 |
| 児童発達支援管理責任者 | １人以上（専任） |
| その他職員 | 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員の配置が必要  ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導  担当職員  （配置した場合、指導員又は保育士の数として算定可） |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの  （業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可） |
| 設備  基準 | | 発達支援室 | ・定員はおおむね１０人とすること。  ・障害児１人当たりの床面積は2.47㎡以上とすること。 |
| 遊戯室 | ・障害児１人当たりの床面積は1.65㎡以上とすること。 |
| その他 | ・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊技場（付近にあ  る代替場所を含む）、静養室、その他必要な設備、備品  等を設けること。  ・治療を行う場合は、上記（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。 |
| 運営基準 | | | ・利用定員は１０人以上  ・あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。  ・苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情解決に必要な  措置を講ずること。 |

## ５　放課後等デイサービス

　　(1) サービス内容

　　　　学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能

力向上のための支援を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児

の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

　　(2) 指定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人員基準 | 従業者 | 児童指導員、  保育士 | ①　放課後等デイサービスの単位（同時に、一体的に提供される指定放課後等デイサービスをいう）ごとに当該支援を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が以下の必要数以上（１人以上は常勤）  ・障害児の数が１０までのもの　２人以上  ・障害児の数が１０を超えるもの　２人に障害児の数が  １０を超えて５又は端数を増すごとに１人を加えた数以上  ②　上記のうち、半数以上が児童指導員又は保育士 |
| 児童発達支援管理責任  者 | １人以上（うち１人は専任かつ常勤）  児童発達支援管理責任者については、放課後等デイサービス計画の作成及び提供した指定放課後等デイサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。 |
| 機能訓練担当者 | 機能訓練を行う場合に必要数を配置  ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導  担当職員  ・配置した場合、児童指導員、保育士の数として算定可 |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可） |
| 設備基準 | | | ・発達支援室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品を  備えること。  ・発達支援室は、支援に必要なスペースや必要な機械器具  を備えること。  ・その他必要な設備及び備品（相談室、事務室、トイレ、手洗い（トイレとは別））等を備えること |
| 運営基準 | | | ・利用定員は１０人以上（主として重症心身障害児を通所  させる場合は５人以上）  ・苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な  措置を講ずること。 |

　　　＊主たる対象者を重症心身障害児とする場合の人員基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者 | 児童指導員又は  保育士 | １人以上 |
| 嘱託医 | １人以上 |
| 看護職員 | １人以上 |
| 児童発達支援管理者 | １人以上 |
| 機能訓練担当職員 | ・１人以上  ・職種：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理  指導担当職員 |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可） |

## ６　保育所等訪問支援

　　(1) サービス内容

　　　　保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対して、当該施設を訪

問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことにより、保育所等の安定

した利用を促進する。

　　(2) 指定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人員基準 | 従業者 | 訪問支援員 | 訪問支援を行うために必要な数  ＊　障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者 |
| 児童発達支援管理責任者 | ・１人以上（うち１人は専任） |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可。同一人物が訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可。） |
| 設備基準 | | | ・事業運営に必要な広さの専用の区画を設けること。  ・利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保する  こと。  ・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 |
| 運営基準 | | | ・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措  置を講ずること。 |

## ７　居宅訪問型児童発達支援

(1) サービス内容

　　障害児が日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体や精神の状況、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行う。

(2) 指定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人員基準 | 従業者 | 訪問支援員 | 訪問支援を行うために必要な数  ＊　障害児について介護、支援等を行う業務等に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者 |
| 児童発達支援管理責任者 | ・１人以上（うち１人は専任） |
| 管理者 | | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は、他の職種又は他の社会福祉施設等の職務と兼務可）同一人物が訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可。） |
| 設備基準 | | | ・事業運営に必要な広さの専用の区画を設けること。  ・利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保する  こと。  ・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 |
| 運営基準 | | | ・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措  置を講ずること。 |

## ８　共生型障害児通所支援

　　　介護保険サービス等の指定を受けた事業所について、指定通所支援の指定を受けやすくする指定基準の特例として、平成３０年４月から「共生型」が設けられました。

　　　指定手続きについて、可能な限り簡素化を図る観点から、介護保険サービスに係る指定申請の際に提出済みの事項等については、申請書の記載または書類の提出を省略できることとします。

(1)「共生型」の対象サービス

　　児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 指定基準

○共生型児童発達支援等の事業を行う指定生活介護事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 人員基準 | 指定生活介護事業所の従業者の員数が、共生型児童発達支援等を受ける利用者の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 |

○共生型児童発達支援等の事業を行う指定通所介護事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 人員基準 | 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等）という。）の従業者の員数が、共生型児童発達支援等を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 |
| 設備基準 | 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業者等の利用者の数と共生型児童発達支援等を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。 |

　○共生型児童発達支援等の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 人員基準 | 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）、共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限とし、29人以下とすること。 |
| 設備基準 | 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業者等の利用者の数と共生型児童発達支援等を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。 |

　　＊　児童発達支援管理責任者の配置は必須ではありませんが、配置して児童発達支援計画を作成することが望ましいとされているため、児童発達支援管理責任者を配置しない場合は、他の障害児入所施設等から障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けることに関する同意書等（任意様式）が必要です。

# Ⅳ　参考事項

## １　障害児通所給付費の請求

　　(1) 請求について

　　　　障害児通所給付費の請求は市町から支払事務の委託を受けた山口県国民健康保険

団体連合会に対し、インターネットによって行うようになります。

　　　　事業所指定を受けた後、国保連からインターネット請求に必要な「テストＩＤ」、

「仮パスワード」を記載した通知や「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信

を行うソフトウェア）」及びこれらの「操作マニュアル」が郵送で届きます。

　　(2) 請求・支払時期

　　　　障害児通所給付費の請求は、サービスを提供した月の翌月の１０日までに、イン

ターネットによって行ってください。給付費の支払は、原則としてサービスを提供

した月の翌々月の１５日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌平日）となり

ます。

　　(3) お問い合わせ

　　　　インターネット請求に係る準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法

などの御質問は、山口県国民健康保険団体連合会（介護保険課）にお問い合わせく

ださい。

|  |
| --- |
| ◆ＴＥＬ：０８３－９２５－２６９７　◆ＦＡＸ：０８３－９３４－３６６５  ◆受付時間：平日８：３０～１７：００ |

　　＊請求の前提となる報酬算定については、次の基準等に基づき行ってください。

|  |
| --- |
| 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第522号） |
| 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年３月30日障発第0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |

## ２　児童発達支援管理責任者

　　　児童発達支援管理者として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があり

ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 実務経験 | 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて３年、５年、８年）（＊） |
| 1. 研修の修了 | 「相談支援従事者初任者研修」の講義部分（２日間）及びサービス管理責任者等研修（基礎研修及び実践研修）を修了 |

＊　実務経験の要件は、平成24年３月30日厚生労働省告示第２３０号「障害児通

所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるも

の」に定められています（次表参照）。

**【児童発達支援管理責任者取得の流れ】**

相談支援従事者初任者研修（講義）

【実務経験】

相談支援３年

直接支援６年

【基礎研修】

講義 7.5H

演習 7.5H

【実践研修】

講義 １H

演習 13.5H

児発管等として従事が可能

２年以上の

実務経験

＊　平成３１年度から令和３年度のサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了者については、研修受講時に実務経験を満たしている場合は研修終了後から、また、研修受講後に実務経験を満たした場合は実務経験を満たした日から、児童発達支援管理責任者としてみなして配置できます。（その後は、基礎研修受講後３年以内に実践研修を受講する必要があります。）

**児童発達支援管理責任者の実務経験**

以下の①～③のいずれかを満たしていること

　①イ及びロの期間が通算して５年以上かつ当該期間からハの通算期間を除いた期間が３年以上である者

　②ニの期間が通算して８年以上かつ当該期間からホの通算期間を除いた期間が３年以上である者

　③イ、ロ及びニの通算期間からハ及びホの通算期間を除いた期間が３年以上かつヘの通算期間が５年以上である者

**【児童発達支援管理責任者　実務経験一覧表】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| イ | 次の(1)から(6)に掲げる者が、**相談支援の業務**（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務）に従事した期間 | |
| (1) | 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 |
| (2) | 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター |
| (3) | 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※３）、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（※４）、介護医療院、地域包括支援センター |
| (4) | 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター |
| (5) | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 |
| (6) | 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者  ・社会福祉主事任用資格者  ・訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者  ・（ヘ）に掲げる資格を有する者  ・(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が１年以上の者 |
| ロ | 次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（次のいずれかに該当する者）が、**直接支援の業務**（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間  ・社会福祉主事任用資格者  ・訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者  ・保育士、児童指導員任用資格者（※１）  ・精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 | |
| (1) | 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※３）、介護老人保健施設（※４）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床 |
| (2) | 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業（※５） |
| (3) | 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 |
| (4) | 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社（特例子会社）、同法第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所） |
| (5) | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 |
| ハ | 老人福祉施設（※３）、救護施設、更生施設、介護老人保健施設（※４）、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が、**相談支援の業務**に従事した期間 | |
| 老人福祉施設（※３）、介護老人保健施設（※４）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業（※５）、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間 | |
| ニ | ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任要資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間 | |
| ホ | 老人福祉施設（※３）、介護老人保健施設（※４）、介護医療院、病院又は診療所の療養病床、老人居宅介護等事業（※５）、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間 | |
| ヘ | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 | |

　「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」抜粋

　　（平成２４年３月３０日厚生労働省告示第２３０号）

**※１　児童指導員任用資格者**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 |
| ② | 社会福祉士の資格を有する者 |
| ③ | 精神保健福祉士の資格を有する者 |
| ④ | 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学(以下「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ⑤ | 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 |
| ⑥ | 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ⑦ | 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ⑧ | 学校教育修了者等であって、二年以上児童福祉事業（※２）に従事したもの |
| ⑨ | 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めた者 |
| ⑩ | ３年以上児童福祉事業（※２）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの |

**※２　児童福祉事業**

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業

|  |  |
| --- | --- |
| 第一種社会福祉事業 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業 |
| 第二種社会福祉事業 | 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 |

**※３　老人福祉施設**

「老人福祉施設」とは、老人福祉法第５条の３に規定される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

**※４　介護老人保健施設**

「介護老人保健施設」とは、介護保険法第８条第２８項に規定される、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするために介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

**※５　老人居宅介護等事業**

　　　「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第５条の２第２項に規定される、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）をいう。

（注）実務経験及び日数換算について

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上あることをいうものとする。

例えば５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

## ３　契約（基本的な考え方）

　　(1) 契約者について

　　　　児童福祉法に基づく障害児通所支援制度は、利用者が事業者から直接サービスの

提供を受ける仕組みですので、原則として利用者の保護者と事業者の間でサービス

の利用に係る契約を締結する必要があります。

　　(2) 契約に当たって事業者が行うべき事項について

　　　ア　重要事項の説明

　　　　　サービスの利用申込みに際して、事業者の目的、運営方針、事業者の概要及び

職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支

払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事

項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供

を受けることについて利用者の同意を得なければなりません。

　　　イ　契約の締結

　　　　　市町の交付決定を受けた利用者の保護者と事業者の間でサービスの利用に係る

契約を締結する必要があります。

　なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害児通所支援事業

は第２種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用する

ための契約が成立したときは、その利用者の保護者に対し、遅滞なく、次に掲げ

る事項を記載した書面を交付しなければなりません。

|  |
| --- |
| ・当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ・当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容  ・当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ・その他厚生労働省令で定める事項 |

　　　ウ　その他

　　　　　上記以外に、事業者が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の

確認、契約支給量の市町への報告（＊）、サービス提供の記録、利用者負担額の受

領及び領収証の交付、代理受領による障害児通所給付費等が支払われた際の利用

者への通知、児童発達支援計画の作成等があります。指定基準（７ページ）を、

よくお読みください。＊新規に契約を締結したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく市町に報告する必要があります。

## ４　施設内防災計画

　　・山口県では、平成２４年度に「指定障害児通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を策定しました。

・その中で、平成２１年７月の豪雨災害を踏まえ、土砂災害への対応を中心に、福祉・医療施設の防災対策の強化に取り組んできたことから、その取組の理念、内容を、県独自基準として盛り込み、事業者に対し、「施設内防災計画」の策定を義務付けることによって、要援護者支援対策の充実を図ることとしています。

|  |
| --- |
| ＜条例内容＞  ○事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画(以下「施設内防災計画」という。)を策定しなければならない。  ○事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び利用者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。  ○事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。  ○前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。 |

・事業を開始する前には、事業所等の立地条件などを確認され、「施設内防災計画」を必ず策定していただくとともに、事業開始後も当該計画に基づき、火災、地震、風水害等を想定した避難訓練を実施し、利用者及び職員の安全確保に万全を期していただきますようお願いします。

・施設内防災計画の策定に当たっては、下記マニュアルを参考にしてください。

◆「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（県厚政課ホームページ掲載）

　　　http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/bousai-manual/bousai-manual.html

## ５　確認が必要な告示、通知等

　　・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に

関する指針（平成24年３月30日厚生労働省告示第231号）

　　・障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用について（平成24年３月30日障発第0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

　　・障害者福祉施設・事業所における障害者虐待防止と対応の手引き

　　・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成27年４月１日障発0401第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

　　・児童発達支援ガイドラインについて（平成29年７月24日障発0724第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）